

神奈川県神奈川海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
其第1号	横浜質市東部漁業協同組合	横浜質市夏島町から同市津久井までの地先	点の位置 基点A 横浜質市夏島町1番地にある護岸北東角(北緯35度19分38.70秒 東経139度38分56.40秒の所) 基点B 横浜質市松崎東端に設置した石柱(神奈川県漁場基点第211号) 基点C 横浜質市走水二丁目と同市鶴居との境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点D 横浜質市大野、 基点E 横浜質市旧鶴居と同市旧洲崎との境界 基点F 横浜質市千代ヶ崎 基点G 横浜質市久里浜港外防波堤上で同防波堤西端から東へ53メートルの所 基点H 横浜質市久里浜九丁目目に設置した石柱(神奈川県漁場基点第207号) 基点I 横浜質市野比に設置した石柱(神奈川県漁場基点第208号) 基点J 横浜質市野比野比川河口左岸に設置した石柱(神奈川県漁場基点第75号) 基点K 横浜質市本久井と三浦市南下浦町上宮田との境界線と最大高潮時海岸線との交点(北緯35度11分35.30秒 東経139度39分52.10秒の所) 基点L 横浜質市夏島町住友重機械工業株式会社横浜質製造所(以下「住友重機械工業」という。)北防波堤天端北東角 基点M 横浜質市夏島町独立行政法人海洋研究開発機構横浜本部の旧共同研究研修棟玄関前の階段最下部南東角 基点N 横浜質港東北防波堤東灯台中心点 基点O 横浜質市稲岡町三笠公園にある三笠艦船尾最後部 基点P 横浜質市横浜質新港第1ふ頭先端北側角 基点Q 横浜質市田北水872番地先に設置した石柱 基点R 横浜質市走水港伊勢山崎地先防波堤先端 基点S 横浜質市鶴居二丁目かもめ団地防波護岸南西部天端海側角 基点T 横浜質市鶴居二丁目かもめ団地防波護岸南東部天端海側角 基点U 横浜質市長通三丁目海上自衛隊横浜質地方施設部久里浜野洲所防波堤南端 基点V Uから65度16.4分110.6メートルの所 基点W 横浜質市長通三丁目防衛庁技術研究本部艦艇装備研究所防波護岸南西部隅隅天端北側角 基点X 横浜質市横浜質新港第1ふ頭先端東側角 基点Y 住友重機械工業横浜船舶工場内の東岸岸壁にある係留ピットNO.17の中心点 基点Z 横浜質市鳥ヶ崎地区5護岸南西角の側溝内側隅角部 基点A 横浜質市燈明埼先端の燈明堂の尖塔先端 基点B 住友重機械工業横浜船舶工場内の東岸岸壁にある係留ピットNO.20の中心点 基点C 横浜質市平作川河口右岸歩道脇にある横浜質市海岸保全区域基点NO.159の標識中心点 基点D 横浜質市久里浜九丁目東京電力横浜質火力発電所東側煙突頂上西端 基点E 海上自衛隊横浜質地方施設部警務機械庫東側部 基点F 海上自衛隊横浜質地方施設部警務機械庫東側部 基点G 横浜質市大町大津船 渚の北側に位置する防波護岸天端海側の屈曲点 基点H 第二海堡灯台中心点 イから76度14.6分34.60メートルの所(北緯35度20分05.38秒 東経139度41分09.31秒の所) ロから341度50.6分3.110メートルの所(北緯35度17分25.29秒 東経139度42分27.36秒の所) ハ Cから52度17.4分1.000メートルの所(北緯35度15分55.43秒 東経139度44分55.10秒の所) ニ Dから74度17.4分1.300メートルの所(北緯35度15分23.83秒 東経139度45分39.49秒の所) 市 市から173度17.4分2.000メートルの所(北緯35度14分07.94秒 東経139度44分59.24秒の所) ヘ Eから120度17.3分1.800メートルの所(北緯35度14分00.92秒 東経139度44分34.18秒の所) ト Fから139度18.2分1.188メートルの所(北緯35度13分16.48秒 東経139度44分16.15秒の所) チ Fから139度18.2分2.000メートルの所(北緯35度12分58.48秒 東経139度44分37.06秒の所) リ Gから137度58.2分1.212メートルの所(北緯35度12分10.18秒 東経139度43分44.40秒の所) ヌ Gから154度38.2分1.000メートルの所(北緯35度12分10.08秒 東経139度43分29.24秒の所) ル Jから158度58.3分2.000メートルの所(北緯35度11分21.51秒 東経139度41分29.97秒の所) ヲ Kから130度58.2分700メートルの所(北緯35度11分20.40秒 東経139度40分13.00秒の所) ワ 住友重機械工業北側護岸の延長上でしから80メートルの所 カ Wを通り住友重機械工業東側護岸に平行な直線上でワから南へ780メートルの所 ヨ Kを通り住友重機械工業南側護岸に平行な直線上でカから西へ639メートルの所 タ Wを通りワに平行な直線と住友重機械工業南側と住友重機械工業南側と北の交点 レ 住友重機械工業北側護岸上でしから229メートルの所 ソ 住友重機械工業北側護岸上でしから311メートルの所 ツ Mから339度38分589.1メートルの所 ネ Mから338度47分554.7メートルの所 ナ Mから22度39分618.5メートルの所 ラ Mから41度50分406.3メートルの所 ム Mから44度38分540.8メートルの所 ウ Mから80度29分557.5メートルの所 ノ Mから96度54分844メートルの所 オ Mから100度10分818メートルの所 ク Pから120度07分589メートルの所 ヤ Pから128度41分538メートルの所 マ Pから144度25分592メートルの所 カ Pから155度33分835メートルの所 フ Pから162度30分785メートルの所 コ Pから150度42分549メートルの所 エ Pから128度27分475メートルの所 チ Pから121度04分532メートルの所 ア Oから129度59.6分16メートルの所 サ Oから65度49.6分65メートルの所	第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 あらの漁業 かじめ漁業 はばのり漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 あおのり漁業 あかもく漁業 あざり漁業 とりかい漁業 あかがい漁業 あかき漁業 あかにし漁業 あずまいしき漁業 ばかがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 うちむらさき漁業 さざえ漁業 あわび漁業 とこざし漁業 ばい漁業 ばていら漁業 なまこ漁業 えむし漁業 たこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 しやこ漁業 (第二種共同漁業) 小型定置ます網漁業 小型定置底建網漁業 固定式刺網漁業 (第三種共同漁業) 地びき網漁業	(第一種共同漁業) 11月1日から翌年7月31日まで 同 1月1日から12月31日まで 同 10月1日から翌年5月31日まで 同 1月1日から12月31日まで 同 あかがい漁業 あかき漁業 あかにし漁業 あずまいしき漁業 ばかがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 うちむらさき漁業 さざえ漁業 あわび漁業 とこざし漁業 ばい漁業 ばていら漁業 なまこ漁業 えむし漁業 たこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 しやこ漁業 (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	横浜質市(長井、佐島、 芦名及び秋谷を除く。)	小型定置漁業の漁具の設置場所は、横浜質市長沢と同市野比との境界から158度58.3分の線以北とすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			キ Oから 67 度 29.6 分 1.162 メートルの所 ユ Oから 74 度 49.6 分 1.310 メートルの所 メ Oから 154 度 29.6 分 664 メートルの所 ミ Qから 50 度 23.1 分の線とRから 199 度 38.1 分の線との交点 シ Sから 140 度 07 分 1 メートルの所 ヒ Sから 94 度 55 分 1.1 メートルの所 モ Sから 175 度 08 分 121 メートルの所 セ Sから 179 度 54 分 120 メートルの所 ス Sから 179 度 54 分 121 メートルの所 イ Sから 179 度 59 分 141 メートルの所 ロ Sから 181 度 20 分 141 メートルの所 ハ Sから 181 度 31 分 122 メートルの所 ニ Uから 53 度 1.5 分 21.8 メートルの所 ホ Uから 82 度 31.5 分 32 メートルの所 ベ Uから 63 度 31.5 分 65.4 メートルの所 ト Uから 70 度 1.5 分 73 メートルの所 チ Uから 75 度 1.5 分 106 メートルの所 リ Vから 96 度 11.5 分 67.6 メートルの所 ズ Wから 283 度 24.4 分 283.6 メートルの所 ル Wから 283 度 48.4 分 278.4 メートルの所 ヲ Wから 284 度 31.4 分 269 メートルの所 フ Wから 285 度 17.4 分 259.8 メートルの所 ガ Wから 286 度 2.4 分 250.4 メートルの所 ヨ Wから 287 度 1.4 分 241.2 メートルの所 ダ Wから 288 度 11.4 分 232.2 メートルの所 レ Wから 289 度 1.4 分 222.8 メートルの所 ゾ Wから 290 度 12.4 分 213.8 メートルの所 ヅ Wから 291 度 48.4 分 205.4 メートルの所 ホ Wから 292 度 59.4 分 196.5 メートルの所 ナ Wから 294 度 41.4 分 188.2 メートルの所 ヲ Wから 296 度 24.4 分 180 メートルの所 ム Wから 298 度 4.4 分 171.4 メートルの所 ウ Wから 299 度 55.4 分 163.2 メートルの所 ノ Wから 301 度 55.4 分 154.6 メートルの所 オ Wから 303 度 50.4 分 146 メートルの所 ク Wから 306 度 57.4 分 139.4 メートルの所 ヤ Wから 310 度 1.4 分 132.4 メートルの所 マ Wから 313 度 12.4 分 127.2 メートルの所 ケ Wから 314 度 3.4 分 126 メートルの所 フ Wから 314 度 51.4 分 125.1 メートルの所 ゴ Wから 317 度 34.4 分 119 メートルの所 エ Wから 321 度 18.4 分 112.2 メートルの所 テ Wから 325 度 18.4 分 105.1 メートルの所 ア Wから 325 度 51.4 分 104.8 メートルの所 ザ Wから 329 度 59.4 分 103.8 メートルの所 キ Wから 347 度 37.4 分 96.6 メートルの所 ユ Wから 333 度 57.4 分 38.5 メートルの所 ズ Wから 290 度 38.4 分 14.8 メートルの所 ミ Wから 180 度 26.4 分 16.1 メートルの所 シ Wから 148 度 36.4 分 22.5 メートルの所 ビ Wから 119 度 55.4 分 38.3 メートルの所 モ Wから 109 度 33.4 分 45.8 メートルの所 ゼ Wから 85 度 16.4 分 46.5 メートルの所 ス Wから 139 度 8.4 分 252 メートルの所 a Gから 194 度 13.4 分 110 メートルの所 b aから 86 度 8.4 分 295 メートルの所 c bから 359 度 8.4 分 546 メートルの所 d cから 60 度 8.4 分 293 メートルの所 e dから 329 度 48.4 分 100 メートルの所 f eから 239 度 48.4 分 290 メートルの所 g fから 330 度 28.4 分 424 メートルの所 h gから 269 度 38.4 分 534 メートルの所 i メとコを結んだ直線上でメから 243 メートルの所 j Xから 214 度 07 分 570 メートルの所 k Xから 219 度 18 分 609 メートルの所 l Xから 199 度 05 分 1,174 メートルの所 m Xから 194 度 52 分 1,362 メートルの所 n Xから 194 度 22 分 1,749 メートルの所 o 横浜質市大津一丁目三番・大津護岸の屈曲部天端中央から護岸上西へ310メートルの所 p Yから 30 度 03 分 598.4 メートルの所 q Yから 27 度 14 分 578.7 メートルの所 r Yから 25 度 53 分 600.7 メートルの所 s Yから 25 度 40 分 605.5 メートルの所 t Yから 25 度 28 分 610.3 メートルの所							

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
			u Yから 25 度 17 分 815.2メートルの所 v Yから 25 度 08 分 620.1メートルの所 w Yから 24 度 56 分 625.1メートルの所 x Yから 24 度 47 分 630.1メートルの所 y Yから 24 度 38 分 635.2メートルの所 z Yから 24 度 30 分 640.3メートルの所 a Yから 24 度 23 分 645.4メートルの所 b Yから 24 度 17 分 650.6メートルの所 c Yから 24 度 11 分 655.7メートルの所 d Yから 24 度 09 分 657.9メートルの所 e Yから 23 度 43 分 683.4メートルの所 f Yから 23 度 39 分 683.3メートルの所 g Yから 22 度 40 分 732.2メートルの所 h Yから 21 度 55 分 785.2メートルの所 i Zから 80 度 59 分 451.7メートルの所 j Zから 81 度 02 分 452メートルの所 k Zから 83 度 34 分 432.8メートルの所 l Zから 87 度 43 分 437.1メートルの所 m Zから 87 度 53 分 430メートルの所 n Zから 89 度 13 分 425.3メートルの所 o Zから 89 度 29 分 446.1メートルの所 p Zから 78 度 37 分 419.1メートルの所 q Zから 67 度 23 分 377.9メートルの所 r Zから 66 度 20 分 375.5メートルの所 s Zから 65 度 15 分 373.6メートルの所 t Zから 64 度 09 分 372.4メートルの所 u Zから 63 度 02 分 371.9メートルの所 v Zから 61 度 54 分 371.9メートルの所 w Zから 50 度 13 分 383.8メートルの所 x Zから 48 度 22 分 341.4メートルの所 y Zから 42 度 59 分 352.7メートルの所 z Zから 41 度 43 分 356.2メートルの所 あ Zから 40 度 29 分 380.1メートルの所 い Zから 38 度 27 分 405.6メートルの所 う Zから 28 度 28 分 413.9メートルの所 え Zから 27 度 46 分 419.5メートルの所 お Zから 27 度 13 分 425.7メートルの所 か Zから 26 度 47 分 432.5メートルの所 き Zから 26 度 29 分 439.7メートルの所 く Zから 26 度 20 分 447.1メートルの所 け Zから 26 度 19 分 454.6メートルの所 こ Zから 26 度 51 分 503.9メートルの所 さ Cから 19 度 45 分 666メートルの所 し Cから 16 度 31 分 670メートルの所 ず Cから 12 度 41 分 593メートルの所 せ Cから 6 度 08 分 598メートルの所 そ Cから 340 度 07 分 496メートルの所 た Cから 339 度 47 分 515メートルの所 ち Cから 338 度 34 分 533メートルの所 つ Cから 337 度 59 分 564メートルの所 て Cから 336 度 57 分 668メートルの所 と Cから 337 度 00 分 675メートルの所 な Cから 335 度 05 分 672メートルの所 に Cから 334 度 04 分 671メートルの所 ぬ Wから 43 度 39 分 634メートルの所 ね Wから 43 度 01 分 646メートルの所 の Wから 42 度 33 分 657メートルの所 は Wから 37 度 03 分 626メートルの所 ひ Wから 30 度 33 分 857メートルの所 ふ Wから 34 度 58 分 876メートルの所 へ Wから 32 度 36 分 976メートルの所 ほ Wから 32 度 02 分 1,015メートルの所 ま Wから 31 度 33 分 1,060メートルの所 み Wから 30 度 33 分 1,117メートルの所 む EからFを見越した線上でEから 340メートルの所 め Eから 4 度 42 分 341メートルの所 も Eから 150 度 45 分 57メートルの所 や Eから 203 度 44 分 55メートルの所 ゆ Eから 270 度 00 分 28メートルの所 よ Yから 125 度 09 分 254.1メートルの所 ら Yから 123 度 51 分 245メートルの所 り Yから 121 度 55 分 235.6メートルの所 る Yから 119 度 34 分 227.6メートルの所 れ Yから 116 度 49 分 221.3メートルの所								

[illegible]

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第9号	小坪漁業協同組合	逗子市地先	点の位置 基点A 逗子市と三浦郡葉山町との境界(北緯 35 度 17 分 06.30 秒 東経 139 度 34 分12.30 秒の所) 基点B 三浦郡葉山町小浜浦にある牛島頂上の石柱(北緯 35 度 17 分 09.10 秒 東経139 度 34 分 09.50 秒の所) 基点C 逗子市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点(北緯 35 度 17 分58.80 秒 東経 139 度 33 分 07.20 秒の所) 基点D 逗子市新宿港橋右岸側の海側にある階段最下段の鉄製手すり支柱中心点 基点E 逗子市新坂地先にある不始橋堤柱南東角 基点F 三浦郡葉山町葉山港西防波堤北東角 基点G 三浦郡葉山町葉山港西中央物揚場北東角 イ Aから 248 度 45 分 1,800 メートルの所(北緯 35 度 16 分 45.12 秒 東経 139 度 33 分 05.93 秒の所) ロ Cから 226 度 19.9 分 3,200 メートルの所(北緯 35 度 16 分 47.09 秒 東経 139 度 31 分 35.65 秒の所) ハ Dから 245 度 47 分 45.2 メートルの所 ニ Dから 262 度 25 分 65.7 メートルの所 ホ Dから 288 度 00 分 127.3 メートルの所 ト Dから 296 度 38 分 171.9 メートルの所 チ Dから 301 度 35 分 209.3 メートルの所 テ Dから 303 度 42 分 206.4 メートルの所 リ Dから 299 度 12 分 168.8 メートルの所 ヌ Dから 291 度 38 分 124.2 メートルの所 ル Dから 274 度 38 分 70.4 メートルの所 ヲ Dから 260 度 41 分 49.2 メートルの所 ワ Fから 4 度 12 分 33.7 メートルの所 カ Fから 34 度 25 分 24 メートルの所 ヨ Fから 252 度 29 分 19.3 メートルの所 タ Fから 173 度 14 分 39.3 メートルの所 レ Fから 86 度 11 分 49.5 メートルの所 (方位は、真方位による。ただし、ハからヲまでの方位は、DからEを見通した線を、ワからレまでの方位はFからGを見通した線を、それぞれ 0 度として右回りとする。)区域 上記のAB、Bイ、イロ及びロCの 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ハニ、ニホ、ホへ、ヘト、トチ、リヌ、ヌル及びルヲの 9 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにワカ、カヨ、ヨタ、タレ及びレワの 5 直線によって囲まれた区域を除く。		第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 はじめ漁業 はばのり漁業 ほんだわら漁業 てんぐさ漁業 あまぐり漁業 さざえ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばていら漁業 なまこ漁業 えむし漁業 たこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 小型定置いかおとし網漁業 小型定置緒口網漁業 小型定置底建網漁業 固定式刺網漁業	(第一種共同漁業) 11月1日から翌年7月31日まで 間 1月1日から12月31日まで 間 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 間 11月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 間 同 同 同 同 同 同 同 同 同 (第二種共同漁業) 1月1日から12月32日まで 間 同 同	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	逗子市	なし
共第10号	鰐越漁業協同組合 鎌倉漁業協同組合	鎌倉市地先	点の位置 基点A 鎌倉市と逗子市との境界線と最大高潮時海岸線との交点(北緯 35 度 17 分58.80 秒 東経 139 度 33 分 07.20 秒の所) 基点B 鎌倉市と藤沢市との境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点C 藤沢市江の島にある三角点 イ Aから 226 度 19.9 分 3,200 メートルの所(北緯 35 度 16 分 47.09 秒 東経 139 度 31 分 35.65 秒の所) ロ Bから 187 度 8.8 分 2,700 メートルの所(北緯 35 度 17 分 02.65 秒 東経 139 度 29 分 06.21 秒の所) ハ Cから 131 度 49.7 分 1,008 メートルの所 ニ Cから 98 度 18.7 分 1,334 メートルの所 ホ Cから 82 度 19.7 分 1,046 メートルの所 ヘ Cから 61 度 39.7 分 1,006 メートルの所 (方位は、真方位による。) 区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ及びヘBの 7 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 あらめ漁業 はじめ漁業 はばのり漁業 ほんだわら漁業 あまのり漁業 かやものり漁業 てんぐさ漁業 あまぐり漁業 はまぐり漁業 かき漁業 さざえ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばていら漁業 なまこ漁業 えむし漁業 たこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 小型定置ます網漁業 小型定置いかおとし網漁業 小型定置緒口網漁業 固定式刺網漁業 (第三種共同漁業) 地びき網漁業	(第一種共同漁業) 11月1日から翌年7月31日まで 間 1月1日から12月31日まで 間 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 間 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 間 11月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 同 同 同 (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 同	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	鎌倉市	なし
共第11号	江の島片瀬漁業協同組合 藤沢市漁業協同組合	藤沢市地先	点の位置 基点A 藤沢市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点(北緯 35 度 18 分 29.60 秒 東経 139 度 29 分 19.50 秒の所) 基点B 藤沢市片瀬海岸二丁目旧片瀬橋南西端 基点C 藤沢市と茅ヶ崎市との境界線と最大高潮時海岸線との交点(北緯 35 度 19 分 11.30 秒東経 139 度 26 分 18.00 秒の所) 基点D 藤沢市江の島にある三角点 イ Dから 61 度 39.7 分 1,006 メートルの所(北緯 35 度 18 分 15.08 秒 東経 139 度 29 分 18.20 秒の所) ロ Dから 40 度 14.7 分 401 メートルの所(北緯 35 度 18 分 09.53 秒 東経 139 度 28 分 53.43 秒の所) ハ Dから 139 度 59.7 分 350 メートルの所 ニ Dから 129 度 59.7 分 560 メートルの所 ホ Dから 109 度 29.7 分 847 メートルの所 ヘ Aから 187 度 8.8 分 2,700 メートルの所(北緯 35 度 17 分 02.65 秒 東経 139 度 29 分 06.21 秒の所) ト Bから 224 度 13.8 分 2,300 メートルの所(北緯 35 度 17 分 34.61 秒 東経 139 度 27 分 55.15 秒の所) チ Cから 191 度 13.1 分 2,000 メートルの所(北緯 35 度 18 分 07.63 秒 東経 139 度 26 分 02.61 秒の所) (方位は、真方位による。) 区域 上記のAイ、イロ、ハニ、ニホ、ホへ、ヘト、トチ及びチCの 8 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ひじき漁業 はばのり漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 はまぐり漁業 ばかかい漁業 さざえ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばていら漁業 だんべいさご漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 小型定置緒口網漁業 固定式刺網漁業 (第三種共同漁業) 地びき網漁業	(第一種共同漁業) 11月1日から翌年7月31日まで 間 1月1日から翌年5月31日まで 間 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 間 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 同 同 同 (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 同	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	藤沢市	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個体の別	関係地区	条件
共第12号	茅ヶ崎市漁業協同組合	茅ヶ崎市地先	点の位置 基点A 茅ヶ崎市と藤沢市との境界線と最大高潮時海岸線との交点(北緯 35 度 19 分 11.30 秒東経 139 度 26 分 18.00 秒の所) 基点B 茅ヶ崎市と平塚市との境界線と最大高潮時海岸線との交点(北緯 35 度 18 分 55.40 秒東経 139 度 22 分 27.50 秒の所) イAから 191 度 13.1 分 2.000 メートルの所(北緯 35 度 18 分 07.63 秒東経 139 度 26 分 02.61 秒の所) ロBから 174 度 13 分 2.000 メートルの所(北緯 35 度 17 分 50.81 秒東経 139 度 22 分 35.47 秒の所) (方位は、真方位による。) 区域 上記のAイ、イロ及びロBの 3 直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 ひき漁業 かじめ漁業 はばのり漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 はまぐり漁業 ばかがい漁業 さざえ漁業 あわび漁業 とこふし漁業 ばい漁業 ばていら漁業 だんべいきご漁業 たご漁業 うに漁業 いせえび漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 固定式刺網漁業 (第三種共同漁業) 地びき刺網漁業	(第一種共同漁業) 11月1日から翌年7月31日まで 同 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 同 1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 (第二種共同漁業) (1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業)) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	茅ヶ崎市	なし
共第13号	平塚市漁業協同組合	平塚市地先	点の位置 基点A 平塚市と茅ヶ崎市の境界線と最大高潮時海岸線との交点(北緯 35 度 18 分 55.40 秒東経 139 度 22 分 27.50 秒の所) 基点B 平塚市中郡大磯町との境界線と最大高潮時海岸線との交点(北緯 35 度 18 分 43.50 秒東経 139 度 19 分 46.00 秒の所) 基点C 平塚市地先の国立大学法人東京大学海洋アライアンス機構平塚沖総合実験タワー中心点(北緯 35 度 18 分 19.80 秒東経 139 度 20 分 45.20 秒の所) イAから 174 度 13 分 2.000 メートルの所(北緯 35 度 17 分 50.81 秒東経 139 度 22 分 35.47 秒の所) ロBから 164 度 28.1 分 2.000 メートルの所(北緯 35 度 17 分 40.95 秒東経 139 度 20 分 07.18 秒の所) 点の位置 基点A 平塚市と茅ヶ崎市の境界線と最大高潮時海岸線との交点(北緯 35 度 18 分 55.40 秒東経 139 度 22 分 27.50 秒の所) 基点B 平塚市中郡大磯町との境界線と最大高潮時海岸線との交点(北緯 35 度 18 分 43.50 秒東経 139 度 19 分 46.00 秒の所) 基点C 平塚市地先の国立大学法人東京大学海洋アライアンス機構平塚沖総合実験タワー中心点(北緯 35 度 18 分 19.80 秒東経 139 度 20 分 45.20 秒の所) イAから 174 度 13 分 2.000 メートルの所(北緯 35 度 17 分 50.81 秒東経 139 度 22 分 35.47 秒の所) ロBから 164 度 28.1 分 2.000 メートルの所(北緯 35 度 17 分 40.95 秒東経 139 度 20 分 07.18 秒の所) (方位は、真方位による。) 区域 上記のAイ、イロ及びロBの 3 直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、Cを中心として半径 50 メートルの円周によって囲まれた区域を除く。		第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) はまぐり漁業 さるぼう漁業 ばかがい漁業 たご漁業 いせえび漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 固定式刺網漁業 (第三種共同漁業) 地びき刺網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	平塚市	なし
共第14号	大磯二宮漁業協同組合	中郡大磯町から同郡二宮町までの地先	点の位置 基点A 中郡大磯町と平塚市との境界線と最大高潮時海岸線との交点(北緯 35 度 18 分 43.50 秒東経 139 度 19 分 46.00 秒の所) 基点B 中郡大磯町と同郡二宮町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点C 中郡二宮町山西の押切橋中央 基点D 中郡大磯町大磯港西防波堤護岸に設置した石柱(神奈川県漁場基準第 165 号) イAから 164 度 28.1 分 2.000 メートルの所(北緯 35 度 17 分 40.95 秒東経 139 度 20 分 07.18 秒の所) ロBから 164 度 28 分 1.000 メートルの所(北緯 35 度 17 分 19.75 秒東経 139 度 16 分 20.60 秒の所) ハCから 157 度 04 分 1.325 メートルの所(北緯 35 度 16 分 44.61 秒東経 139 度 14 分 35.80 秒の所) ニ D から 157 度 04 分の線と最大高潮時海岸線との交点(北緯 35 度 17 分 18.70 秒東経 139 度 14 分 17.91 秒の所) ホ D から 349 度 30.4 分 468 メートルの所 ヘ D から 358 度 25.4 分 408 メートルの所 ト D から 41 度 25.4 分 318 メートルの所 チ D から 45 度 30.4 分 244 メートルの所 リ D から 83 度 55.4 分 199 メートルの所 ス D から 183 度 55.4 分 78 メートルの所 ル D から 281 度 18.4 分 327 メートルの所 ヲ D から 286 度 5.4 分 417 メートルの所 (方位は、真方位による。) 区域 上記のAイ、イロ、ロハ及びハニの 4 直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、ホへ、へト、チ、リ、ス、ヌ及びルの 7 直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。		第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 はばのり漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 さざえ漁業 あわび漁業 はまぐり漁業 えむじ漁業 たご漁業 いせえび漁業 なまこ漁業 (第二種共同漁業) 固定式刺網漁業 (第三種共同漁業) 地びき刺網漁業	(第一種共同漁業) 11月1日から翌年7月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	中郡大磯町及び二宮町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第18号	福浦漁業協同組合	足柄下郡湯河原町地先	点の位置 基点A 足柄下郡湯河原町と同郡真鶴町との境界線と最大高潮時海岸線との交点(北緯 35 度 08 分 55.80 秒 東経 139 度 08 分 15.00 秒の所) 基点B 足柄下郡湯河原町吉浜字柏坂 1 番地小道地蔵石燈ろう東端 基点C 神奈川県と静岡県との境界にある千歳橋の下流端中央(北緯 35 度 08 分 30.40 秒 東経 139 度 06 分 38.30 秒の所) 基点D 静岡県熱海市初島灯台中心点 イAから 154 度 14.2 分 850 メートルの所(北緯 35 度 08 分 30.94 秒 東経 139 度 08 分 29.61 秒の所) ロBから 144 度 14.2 分 1,000 メートルの所(北緯 35 度 08 分 37.06 秒 東経 139 度 07 分 44.61 秒の所) ハCから 34 度 20 分 1,000 メートルの所(北緯 35 度 08 分 14.49 秒 東経 139 度 07 分 12.79 秒の所) (方位は、真方位による。ただし、ハの方位は、CからDを見通した線を 0 度として左回りとする。) 区域 上記のAイ、イロ、ロハ及びハCの 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		第一種共同漁業、第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第一種共同漁業) わかめ漁業 はばのり漁業 あまのり漁業 てんぐさ漁業 さざえ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばていら漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 (第二種共同漁業) 小型定置いかおとし網漁業 小型定置罅口網漁業 小型定置底筵網漁業 固定式刺網漁業 (第三種共同漁業) 地びき網漁業	(第一種共同漁業) 11月1日から翌年7月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 同 1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 同 同 同 同 同 (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 同 同 同 (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年 8月 31日まで	団体	足柄下郡湯河原町	なし